

平成29年度上五島滞在プラン旅行商品造成・販売促進業務委託
プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

探訪～四季を味わう上五島実行委員会が実施する島の特徴を活かした四季折々の観光イベント（滞在プラン）等を組み入れた旅行商品の企画造成を行ない、滞在型観光の促進により宿泊促進を図ることを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 委託業務名 上五島滞在プラン旅行商品造成・販売促進業務委託
- (2) 委託業務内容 別添「平成29年度上五島滞在プラン旅行商品造成・販売促進業務委託仕様書」のとおりとする
- (3) 本事業の提案上限額 2,500,000円
(消費税及び地方消費税を含む)
- (4) 業務履行期間 契約の日から平成30年3月28日(水)までとする

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 第2種旅行業以上の登録があること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 新上五島町建設工事暴力団対策要綱（平成21年度新上五島町訓令第24号）の規定による指名除外措置の期間中でない者であること。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。

4. プロポーザル実施の手続き

(1) スケジュール

①実施要領等の公開 平成29年5月17日（水）

②実施内容等に関する質問書の提出期限

平成29年5月25日（木）17時まで

- ③質問に対する回答 平成29年5月29日(月)
- ④参加表明書の提出期限 平成29年5月31日(水) 17時まで
- ⑤企画提案書の提出期限 平成29年6月 5日(月) 17時まで
- ⑥審査結果の通知・公表 平成29年6月中旬

(2) 実施内容等に関する質問

プロポーザルに参加するにあたり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別紙様式1)によりファックスまたは電子メールにより受け付けます。

(3) 質問に対する回答

質問及び回答事項を取りまとめの上、一括して全プロポーザル参加者に通知します。

(4) 参加表明書の受付

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書(別紙様式2-1)及び参加資格確認書(別紙様式2-2)を作成し、持参又は郵送(書留郵便に限り、事務局に電話の上、到着を確認してください。)により提出してください。

(5) 企画提案書及び見積書の作成

企画提案書及び見積書は、仕様書を熟読のうえ、次のとおり作成してください。

- ①企画提案書及び見積書は、原則としてA4判たて、横書き、左綴じとし、A3判を使用する場合には、A4判サイズに折り込んでください。
- ②企画提案書の様式は任意としますが、次の内容を含めて作成してください。なお、記載順序は任意とします。
 - ア. 業務遂行体制(対応人員等)
 - イ. 実施計画及びスケジュール
 - ウ. 想定する旅行商品の提案
 - エ. 造成する旅行商品の販売・管理方法
 - オ. 旅行会社への販売プロモーションの提案
 - カ. 過去3年間の業務実績
 - キ. 独自の提案事項(付帯提案)

③企画提案書は、1者1提案のみとします。

(5) 企画提案書の提出

- ①提出書類 企画提案書6部(正本1部 副本5部)
見積書 1部(正本1部)
- ②提出期限 平成29年6月5日(月)
- ③提出場所 探訪～四季を味わう上五島実行委員会
(新上五島町観光商工課内)

〒857-4292 長崎県南松浦郡新上五島町有川郷 720-1

5. 契約の委託候補者の選定

参加表明者が参加要件に該当する旨を確認した後、次により審査を行ないます。

(1) 審査方法

企画提案書は、探訪～四季を味わう上五島実行委員会が設置する審査委員会において、別表の審査基準により総合的に評価して順位付けを行い、1位となった参加者を契約候補者に選定します。

ただし、審査結果如何によっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがあります。また、参加者が1者であった場合には、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断します。

(2) 審査基準

別表のとおりです。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、審査後、速やかに参加者あて通知します。

なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けません。

6. 契約の締結

(1) 上記のプロポーザル審査委員会において選定された契約候補者と契約締結の協議を行ないます。

(2) 契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがあります。

(3) 契約締結の協議が整わなかった場合には、審査結果の上位の者から順に協議を行ないます。

7. その他

(1) 企画提案書の作成及び提出等プロポーザル参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。

(2) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなします。

(3) プロポーザル参加により、探訪～四季を味わう上五島実行委員会から知り得た情報は、他者に漏らしてはなりません。

8. 問い合わせ先

探訪～四季を味わう上五島実行委員会事務局（新上五島町観光商工課内）

担当：横浦 電話：0959-42-3851 F A X：0959-42-3852

Mail：kankou@town.shinkamigoto.nagasaki.jp